

基礎年金は3種類

老齢基礎年金

障害基礎年金

遺族基礎年金

1 六十五歳を迎えたら

老齢基礎年金

老齢基礎年金は、国民年金に二十五年以上加入した人が六十歳になつたときから受ける年金です。

加入期間としては、保険料を納めた期間、保険料の免除を受けた期間、任意加入できる人が加入しなかつた期間が含まれます。しかし、加入していく保険料を納めなかつた期間は除かれます。

なお、昭和三十六年四月以後の厚生年金の加入期間や、昭和六十一年四月からのサラリーマンの妻であった期間は、国民年金の保険料を納めた期間と同様

に扱われます。

また、昭和六十一年四月現在で、五十六歳以上の人や厚生年金の加入者で三十歳以上の人について、表のような資格期間の特例があります。

全期間納付で

月額五万円

国民年金に加入できる年数の

表1 資格期間の特例

●国民年金・56歳以上の人

生年月日	期間
大15.4.2～昭2.4.1	21年
昭2.4.2～昭3.4.1	22年
昭3.4.2～昭4.4.1	23年
昭4.4.2～昭5.4.1	24年

●厚生年金・30歳以上の人

生年月日	期間
昭27.4.1以前生まれ	20年
昭27.4.2～昭28.4.1	21年
昭28.4.2～昭29.4.1	22年
昭29.4.2～昭30.4.1	23年
昭30.4.2～昭31.4.1	24年

全期間について、保険料を納め

たときに月五万円支給されます。

保険料を納めなかつた期間があれば、その分だけ年金額も少

ります。

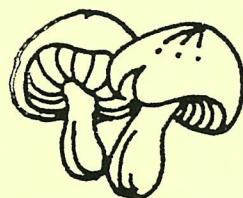
六十歳以上の方

今までどおりです

年金などを受けている方は、新しい年金制度が適用されず、いまの法律通りの年金が支給されることになります。

なくなります。

六十五歳前に受給を請求されると改正前と同様に一定の割合で減額されます。



障害基礎年金

2 障害者になつたとき

る年金です。

二十歳前の障害の方にも二十歳になつたときから障害基礎年金が支給されます。現在障害福祉年金を受給している人は、障害基礎年金を受けることになります。

子の加算が新設

年金の月額は、一級六二、五〇〇円、二級五〇、〇〇〇円です。

円、第三子から一人につき五、〇〇〇円の子の加算がつきます。

※初診日前に保険料の未納期間が加入期間の三分の一以上ある

老齢基礎年金は、加入者が病気やケガがもとで定められた障害の状態になつたとき受けられます。

障害基礎年金は、加入者が病気やケガがもとで定められた障

ります。

二十歳前の障害の方にも二十歳になつたときから障害基礎年金が支給されます。現在障害福祉年金を受給している人は、障害基礎年金を受けることになります。

の障害の子があれば、新たに第

二子まで一人につき一五、〇〇〇円、第三子から一人につき五、〇〇〇円の子の加算がつきます。

※初診日前に保険料の未納期間が加入期間の三分の一以上ある人は、障害基礎年金を受けられません。